

# 特例教習を受講すると

(受験資格特例教習)

**19歳**で  
普通車などの  
運転経験**1年**以上あれば



## 免許が取れます!

### 特例教習とは

自動車学校で「特例教習（受験資格特例教習）」を受講することで、大型免許などを取得するための条件（年齢や運転経験年数）を引き下げることができます。従来の年齢や運転経験年数に達する前に、大型免許などを取得することが可能になる「特別な教習（普通車で実施）」です。

※特例教習を修了後に、各免許の教習または料金が必要です。また、特例教習を受け免許取得後は、通常の免許取得年齢に達するまでは「若年運転者期間」となります。若年運転者期間中に「基準に該当する違反行為」をした場合、「若年運転者講習」を受講しなければなりません。若年運転者講習を受講しなかった場合、または、若年運転者講習を受講後に再び基準に該当する違反行為を行った場合は特例教習で取得した免許は「取り消し」となります。

特例教習を受講 ▶ 特例教習の修了証明書 発行 ▶ 各免許の教習を受講 ▶ 免許取得



(表示の価格はすべて税込価格です。消費税 10%)

特例教習の種類	総額料金	総額料金内訳						夜間割増料金 18:40~
		入校申込金	学科時限数 学科料金	技能時限数 技能料金	修了証明書	適性検査	写真	
年齢経験過程	289,520円	55,000円	5時限 13,200円	31時限 208,010円	5,500円	6,710円	1,100円	22,000円
経験過程のみ	248,050円	55,000円	2時限 5,280円	27時限 181,170円	5,500円	—	1,100円	22,000円

#### 年齢経験過程

21歳未満で運転経験年数3年未満の方  
(中型免許希望の場合は、20歳未満で運転経験年数2年未満の方)

※補習料金 (1時限あたり) 6,710円

※入校時に年齢19歳以上、運転経験1年以上の条件が必要です。運転経験対象免許：普通免許、準中型免許、中型免許

※技能教習（年齢過程を含む場合）において、ドライブレコーダーにより車内からの運転姿勢を録画して指導する内容があります。

※教習期間はおおむね9カ月です。教習期間中に希望免許の受験資格（年齢または経験年数）を満たした場合でも教習料金の返金は行えません。

※技能検定はありませんが、技能教習の各段階の最後に「みきわめ」が行われ、成績が良好でない場合は教習が延長になります。

※教習終了後に修了証明書を交付いたします。その後希望免許を取得する際には、本修了証明書をご提示ください。

※希望免許で教育訓練給付金をご利用の場合、バック料金は適用できません。 ※途中解約の場合、当校の「退学規定」に従って精算します。

※AT限定の方または、年齢過程のみをご希望の方は、お問合せ下さい。

#### 経験過程のみ

21歳以上で運転経験年数3年未満の方  
(中型免許希望の場合は、20歳以上で運転経験年数2年未満の方)